

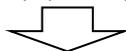
「益田市建設工事における最低制限価格取扱規程」及び
「益田市建設工事低入札価格調査取扱規程」の一部改正について（通知）

標記の件について、益田市建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法について、令和4年4月1日以降に入札告示又は指名通知する案件より、下記のとおり改定しますのでお知らせします。

1. 最低制限価格及び調査基準価格の決定方法

現 行	工事の区分	基礎経費ごとの掛率
	建設工事（土木関連工事）	(1) 直接工事費
(2) 共通仮設費		90%
(3) 現場管理費		80%
(4) 一般管理費		70%
建築工事（建築関連工事）	(1) 直接工事費－現場管理費相当額	100%
	(2) 共通仮設費	90%
	(3) 現場管理費＋現場管理費相当額	80%
	(4) 一般管理費－一般管理費等	70%

(1)～(4)の合計



改 正 後	工事の区分	基礎経費ごとの掛率
	建設工事（土木関連工事）	(1) 直接工事費
(2) 共通仮設費		90%
(3) 現場管理費		90%
(4) 一般管理費		68%
建築工事（建築関連工事）	(1) 直接工事費－現場管理費相当額	97%
	(2) 共通仮設費	90%
	(3) 現場管理費＋現場管理費相当額	90%
	(4) 一般管理費－一般管理費等	68%

ただし、(1)～(4)の合計額が、予定価格の75%を下回る場合は75%とし、予定価格の92%を超える場合は、92%とする。

2. 最低制限価格及び調査基準価格の端数処理の方法

現行：最低制限価格又は調査基準価格に1,000円未満の端数がある場合は切捨てる。



改正後

設計金額（税抜）が1,000万円以上の場合は、10万円未満の端数を切り捨てる。

設計金額（税抜）が1,000万円未満の場合は、1万円未満の端数を切り捨てる。

3. 数値的判断基準

	項目	判断基準
現	直接経費（直接工事費と共通仮設費積み上げ分の合計）	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の95%以上であること。
	共通仮設費定率分	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の80%以上であること。
行	現場管理費	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の70%以上であること。
	一般管理費	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の60%以上であること。



	項目	判断基準
改	直接経費（直接工事費と共通仮設費積み上げ分の合計）	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の 85% 以上であること。
	共通仮設費定率分	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の 70% 以上であること。
正	現場管理費	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の70%以上であること。
	一般管理費	当該項目の低価格入札者の設計金額が市の設計金額の 30% 以上であること。

4. 適用日

令和4年4月1日以降に入札告示又は指名通知する案件より適用する。